

利用料無料

マンションの運営にお困りの皆様へ

お住まいのマンションの理事会等に専門家を派遣します

～こんなときにご利用下さい～

- ・大規模修繕の時期だが、どのように進めていけばいいのかわからない
- ・管理費を滞納している住人がいるが、何もしていないようで不安だ
- ・理事をやる人がいなくて困っている。何かいい方法はないか
- ・管理組合がないが、新たに立ち上げたい
- ・管理規約や使用細則の中身を専門家にチェックしてもらいたい



対 象

- ①分譲マンションの管理組合（台東区マンション管理組合登録制度に登録している又は登録すること）
- ②賃貸マンションの個人所有者で前年度の住民税を滞納していない方

相談内容

お住まいのマンションで開催される理事会や勉強会に専門家（マンション管理士、一級建築士または弁護士）を派遣し、以下のような相談について基礎的な助言や情報提供を行います。

- 総会・理事会の運営、管理規約に関すること
- 住人の騒音・生活マナーに関すること
- 修繕積立金・管理費・滞納に関すること
- 長期修繕計画に関すること ○管理計画認定制度に関すること
- 大規模修繕の進め方、建物・設備の不具合等に関すること
- 管理会社との関係、管理委託契約・瑕疵担保責任に関すること

※以下のような相談は対象外です。詳しくはお問い合わせください。

業者の紹介、耐震化、修繕等の見積作成業務、管理規約の作成等の書類作成業務、建物診断業務、測定器による建物の精密測定、管理組合や区分所有者間の紛争の解決や権利調整
→マンションの耐震化に関するご相談は「耐震アドバイザー派遣」事業で承っています。



▲マンション管理・修繕相談員
派遣制度 区ホームページは
こちらからご覧ください。

派遣回数

同一マンションで年4回まで（1回につき2時間まで）。先着順で受付し、予算に達し次第終了します。

申 請

申請前に下記担当へご相談ください。 事前相談後、下記担当へ窓口で直接、郵送、メールのいずれかにて申請書及び理事長名がわかる資料（総会議事録のコピー等）をご提出ください。

※申請受付は2月末まで（3月中に相談及び完了報告書を提出できる案件であること）です。

利 用 料

無料（ただし、資料代や会場費が必要な場合は、管理組合が実費をご負担下さい）

※派遣先の会場は相談対象のマンション又はその近く（区内）としてください。

問い合わせ 台東区 都市づくり部 住宅課 マンション施策担当（台東区役所5階10番）
電 話：03-5246-9028（直通）

（裏面もご覧ください）

利用の流れ

区に事前相談のうえ、利用したい日の概ね2～3週間前までに
申請書を区に提出する（窓口へ持参または郵送等）

派遣する日時・相談員名を区から申請者に連絡する
（申請から連絡まで、概ね1週間程度かかります）

区から申請者に決定通知の発送
相談員から連絡が来ますので、場所・必要書類等を調整する

派遣当日

終了後、概ね2週間以内に「派遣結果報告書」を申請者から
区に提出する（窓口へ持参または郵送等）

その他

- ・申請者は理事長名とし、理事長による署名捺印（印影は理事長の私印）を行ってください（連絡先・書類送付先を理事長以外に指定することは可能です）。なお、理事長以外の方が申請する場合は、理事長から申請者へ委任する旨を記した委任状が必要です。委任状が必要な場合は、その旨ご相談ください。
- ・管理組合のないマンションの場合は、その旨ご相談下さい。
- ・この派遣制度は、マンション管理士等が管理組合等に対して、助言を行うものであり、問題解決を行うものではありません。助言の内容について法的な責任を負うものではありませんので、予めご了承ください。
- ・申請書に記入いただく際は、申請書の記入例をご覧ください。記入例は区ホームページからダウンロードできるほか、窓口でもお渡しできます。
- ・相談員との調整をスムーズに行うためにも、派遣希望日時はなるべく第3候補までご記入ください。また、開始時間は原則として午前9時から午後7時の間になるようにしてください。なお派遣日は平日・土日祝日を問いませんが、年末年始やお盆の時期など是对応できない場合があります。
- ・相談員の都合によっては、派遣希望日時について再調整をお願いする場合があります。
- ・分譲マンションの管理組合または賃貸マンションを所有する個人を対象にしていますので、分譲マンションにお住まいの個人の方で、個人的な相談を希望される場合は、住宅課で年6回実施している「マンションよろず相談室」をご利用下さい（事前申込制。弁護士または一級建築士に相談可）。

【マンションよろず相談室について】

○日程：年6回実施。詳しくは「広報たいとう」または
「区ホームページ」でご確認ください。

○時間：午後1時30分～、2時30分～、3時30分～（各45分）

○場所：台東区役所5階 住宅課打ち合わせスペース

○申込：実施日のおおむね1か月前に「広報たいとう」「区ホームページ」にて募集開始予定
（区ホームページは上記の二次元コードを読み込むことでも確認できます）

○問合せ先：台東区住宅課マンション施策担当 電話：03-5246-9028（直通）

